

契約金相当額計算書総括表（単独型）

契約金相当額（税抜）は、原則として、業務開始から「部分業務」の完了（検査合格）までに発生したと想定される以下の費目が積算対象となります。なお、先行する部分払がある場合は、先行する直近の契約金相当額（税抜）を控除することになります。

- 既に従事が完了した業務従事人月に対する「報酬」
- 「直接経費」のうち、以下の費目
 - 旅費（航空賃）のうち、既に渡航が完了したもの（契約単価×渡航回数）
 - 旅費（その他）のうち、部分業務完了時までの日当・宿泊料
 - 現地一時隔離関連費（直接人件費相当額の待機費用）のうち、既に渡航が完了したもの

上記費目のみでは、業務の進捗等の実態を表さない場合（例：契約金額に対して一般業務費の占める割合が相当程度大きい場合）については、他の費目を含めて契約金相当額を算定することを検討しますので、申し出てください。

調達管理番号：
 案件名：

【契約金相当額（税抜）】

1. 報酬 円（千円未満切捨て）

契約金報酬額（税抜）×（履行済**現地**業務人月／契約業務人月）

円	×	0.00	＝	円
↑ 履行済現地割合のセルを使わない場合には直接入力しても可				

<打合簿で認められた場合のみ計上可>

契約金報酬額（税抜）×（履行済**国内**業務人月／契約業務人月）^{注6}

円	×	0.00	＝	円
↑ 履行済国内割合のセルを使わない場合には直接入力しても可				

2. 直接経費 円

(1) 旅費（航空賃） 円

(2) 旅費（その他） 円

(3) 現地一時隔離関連費
 （直接人件費相当額の待機費用） 円

合 計 円

【部分払金額計算】

履行済業務割合	人月
履行済現地業務人月	この欄を使うかどうかは任意です。
履行済国内業務人月 ^{注6}	この欄を使うかどうかは任意です。
契約業務人月	1.00 この欄を使うかどうかは任意です。

	定義（計算式）	金額
契約金相当額（消費税抜き）	(A) 契約金相当額（税抜）	円
	(B) 先行する直近の部分払い時の「契約金相当額（税抜）」	円
	(C) 今回部分払の「契約金相当額（税抜）」＝(A)－(B)	円
部分払金額（消費税抜き）	(D)＝(C)×(9/10－前払金額／契約金額（税抜）)	円
消費税額	(E)＝(C)のうちの「課税分」×(9/10)×10%	0

(参考)

契約金額（消費税込み）	1 円
契約金額（消費税抜き）	1 円
前払金額	1 円

注1) 「契約金相当額」は、消費税抜きの金額を積算してください。「契約金相当額」は、原則業務履行済の**現地**業務人月に対する報酬を対象としますの
 で、課税対象分が発生しません。ただし、**国内**業務人月を適切に含まなければ業務の進捗等の実態を表さない場合、「契約金相当額」の積算方法に係る
 協議に応じますので、申し入れてください。

注2) 業務実施契約（単独型）にかかる消費税の取扱い整理を行った後、「契約金相当額」の積算に、国内業務人月の計上を認める予定です。

注3) 「旅費（航空賃）」及び「旅費（その他）」以外の直接経費を「契約金相当額」として計上する場合は、その内訳を記述（又は別添）してください。
 また、計上に当たっては、事前に監督職員の了解をとってください。

注4) 「契約金相当額（消費税抜き）」は千円単位としてください。「部分払金額（消費税抜き）」は、前払金の費用化と平仄を合わせるため、百円単位とし
 てください。

注5) 黄色ハイライトを入力して下さい。

注6) 打合簿にて国内業務人月分についても部分払いの対象としている場合は、「履行済現地及び国内業務人月」を記入してください。

契約金相当額計算書

(1) 旅費（航空賃） 0 円 （千円未満切捨て）

格付	渡航回数	契約単価	航空券クラス	計
				0

(2) 旅費（その他） 0 円 （千円未満切捨て）

格付	渡航回数	日数	日当			宿泊料			計
			単価	日数	計	単価	泊数	計	
0	0			0	0		0	0	0

注1) 旅費（航空賃）は「既に渡航が完了したもの」のみを計上してください。往路のみの航空賃は認めません。

注2) 契約金相当額の積算は、航空賃は契約単価をもって算出します。精算に際しては、「合意単価」で精算する場合と、領収書等に基づき「実支出の補填」として精算する場合がありますので、ご注意ください。

注3) 旅費（その他：日当・宿泊料）は、部分業務完了までの日数の計上を認めます。

注4) 泊数の計算は、「日数－（2×渡航回数）」で定義しています。フィリピン、中国、モンゴル等の機中泊の控除がない国は、「日数－渡航回数」とすることを認めます。

注5) 日当・宿泊料の単価は、精算に際し、30日目以降は1割、60日目以降は2割控除されますが、契約金相当額の積算に際しては、この控除を適用しません。

注6) 黄色ハイライトの項目について入力してください。

注7) With コロナ下における新しい渡航管理体系に基づき業務地へ渡航する場合において、緊急移送が含まれている旅行保険に加入している場合はその保険料の一部費用の計上を認めます。本経費の計上については、打合簿の作成は不要とし、日当単価に200円を加算して、旅費（その他）に計上・精算してください（日当単価が4,500円の場合、4,700円として計上してください）なお、契約終了時の精算報告書にて旅行保険期間及び緊急移送が含まれている証拠書類を明示してください。

契約金相当額計算書

2. 直接経費（3）現地一時隔離関連費（直接人件費相当額の待機費用）

0 円 （千円未満切捨て）

氏名 (担当業務)	格付	月額単価	待機人月	小 計
			現地	
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
合 計				0

注1) 本費目は、月額単価を確認するため、「打合簿（一時隔離への対応について）」を添付してください。

注2) 対象となる待機人月は、履行開始から当該部分払に対する「部分業務」の完成までの「累計」で算出してください。

注3) 待機人月の実績を確認するため、業務部分完了届に添付した「業務実施工程計画・実績対比表」の写しを添付してください。

注4) 黄色ハイライトの項目について入力してください。